

● 船内に掲示してください ●

令和7年12月

船員保険丸



船員保険イメージキャラクター
かもめっせ

保険証は、マイナ保険証へ。

令和7年12月2日以降、従来の保険証は使用できなくなりました。

この機会にぜひ、便利でよりよい医療が受けられるマイナ保険証の登録をお願いします。
マイナ保険証をお持ちでない方等は、資格確認書で保険診療を受けられます。

<マイナ保険証のメリット>

よりよい医療が受けられます！

初めて受診する医療機関等でも、ご本人が同意された場合、過去の特定健診の結果や薬剤・診療情報が医師や薬剤師と共有でき、よりよい医療が受けられます。

手続きなしで高額な窓口負担が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度の自己負担限度額を超える分の医療費の支払いが不要です。

乗船・下船・転職の時にも便利！

マイナ保険証があれば、従来の保険証のように保険証の発行を待つことなく保険診療を受けられます。

※保険が切り替わる際の加入手続きは都度必要です。



船員の皆さまのための
マイナ保険証ガイド
公開中！



船員保険部
ホームページ

健康を持ち歩こう 船員保険健康アプリ

より見やすく
リニューアル！

「船員保険健康アプリ」はご自身の健診結果の閲覧＆健診結果に基づく個別の改善アドバイスや健康記事配信など、船員とそのご家族の健康管理に役立つ機能が満載です！



現在アプリを登録いただいている皆さん

令和7年10月28日以降のログイン時に、アプリを再度ダウンロードください
ますようお願いいたします。

※旧アプリにログインすると案内が表示されますのでご確認ください。



▼ダウンロード



iPhone
(iOS13以降)



Android
(OS以降)



初回登録に必要な「保険者番号」 02130011



船員保険被扶養者資格再確認のお知らせ

船員保険部では、毎年度、法令に基づき、「被扶養者の方が被扶養者としての要件を満たしているか」を確認しています。今年度も、以下の要領で実施します。皆様の保険料負担の軽減につながる重要な確認となりますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

● 確認の対象となる方

令和7年4月1日時点での被扶養者

※ただし、次の方は確認対象外です。

- ・被扶養者となった日（認定日）が令和7年4月1日以降の方
- ・マイナンバーによる情報照会により、被保険者と同居しており、年収が扶養認定基準を満たしていることが確認できた方

ご理解ご協力のほど
よろしくお願ひいたします

● 送付時期

令和7年12月上旬に『被扶養者状況リスト』等をお送りしました。

※再確認の対象者がいない場合は、お送りしていません。



● 送付先

船舶所有者様あてに送付いたしました。

● 提出期限

令和8年1月30日

インターネット経由の電子申請が 令和8年1月13日に始まります

郵送代が不要になるとともに、船員保険部への申請書到着も早まります。
事前に必要事項を記載した申請書や申請に必要な添付書類をご準備いただき、
電子申請システム内のデータファイル送信機能にてご提出いただきます。

※申請書や添付書類は、スマートフォンのカメラ機能で撮影した画像を送信できます。



【利用対象者】：被保険者

被扶養者（一部申請に限る）

社会保険労務士

※被保険者と被扶養者は、マイナンバーカードによる本人確認を必要とします。

※社会保険労務士は、事前にユーザーID／パスワードを取得することで利用可能となります。

【利用時間】：平日8時から21時まで



電子申請の利用・詳細については、電子申請特設ページをご覧ください→

※なお、従来通り申請書をご郵送いただく方法での申請も引き続きご利用いただけます。



全国健康保険協会
船員保険

〒102-8016
東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
TEL 03-6862-3060
受付時間 8:30～17:15（土日祝除く）

船員保険メルマガ
「うみがめ～る」
会員募集中！

